一部改正新旧対象表

現　　行	改　正　後
学校法人〇〇学園寄附行為 第１条～第31条　［略］ （予算及び事業計画） 第32条　［略］ （予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄） 第33条　［略］ （決算及び実績の報告） 第34条　［略］ （財産目録等の備付及び閲覧） 第35条　［略］ （資産総額の変更登記） 第36条　［略］ （会計年度） 第37条　［略］ 第６章　解散及び合併 （解散） 第38条　［略］ （残余財産の帰属者） 第39条　［略］ （合併） 第40条　［略］ 第７章　寄附行為の変更 （寄附行為の変更） 第41条　［略］	学校法人〇〇学園寄附行為 第１条～第31条　［略］ （会計） 第32条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 （予算及び事業計画） 第33条　［略］ （予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄） 第34条　［略］ （決算及び実績の報告） 第35条　［略］ （財産目録等の備付及び閲覧） 第36条　［略］ （資産総額の変更登記） 第37条　［略］ （会計年度） 第38条　［略］ 第６章　解散及び合併 （解散） 第39条　［略］ （残余財産の帰属者） 第40条　［略］ （合併） 第41条　［略］ 第７章　寄附行為の変更 （寄附行為の変更） 第42条　［略］

現　　行	改　正　後
第８章　補則 （書類及び帳簿の備付） 第42条　この法人は、第35条第２項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。 (1)～(4)　［略］ （公告の方法） 第43条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。 （施行細則） 第44条　［略］	第８章　補則 （書類及び帳簿の備付） 第43条　この法人は、第36条第２項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。 (1)～(4)　［略］ （公告の方法） 第44条　この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。 （施行細則） 第45条　［略］

摘要	改正の理由 (1)会計の取扱いに関する規定を追加するもの。（第 32 条） (2)その他所要の改正